

土壤汚染対策法第4条に基づく

「一定の規模以上の土地の形質の変更の届出」の届出後の流れ

土壤汚染のおそれが認められた場合は調査命令が発出されます。

一定の規模以上の土地の形質の変更の届出

汚染のおそれの審査

届出から30日間

**汚染のおそれが認められた場合
県知事等による
調査命令**

汚染のおそれがあると判断された具体例

- ・対象地にガソリンを貯蔵する地下タンクの設置履歴が確認された。
- ・対象地において環境関係法令による届出があり、特定有害物質の使用が認められた。
- ・対象地においてPRTR制度における特定有害物質の使用等の履歴が確認された。

調査

報告

調査範囲：形質変更箇所のうち掘削部分
報告義務者：土地所有者等
報告期限：命令に際し明示

重要

- ・汚染のおそれがあると判断され調査を命じられた場合は、当該調査を適正に実施する必要があるため、**届出後30日を経過した後も、実質的に土地の形質の変更の着手はできません。**このため、届出は、時間に十分余裕をもって行ってください。
- ・届出した土地について、掘削を行う場所を変更する場合や、届出部分以外で土地の形質の変更を行う場合、新たに届出が必要となることがあります。この場合、新たな届出の後、**30日間は工事着工ができなくなります**ので、該当する事由がありましたら、早めに管轄の環境事務所にご相談ください。
- ・また、工事着工後、土壤汚染等が確認された場合は、管轄の環境事務所へ連絡の上、適切な対応をとってください。

電子メールによる届出



電子メールによる届出を行う場合は、届出内容について確認を行うことがありますので、メール本文に、**届出担当者の氏名・部署名・役職名・連絡先**を記載してください。また、代理人が届出を行う場合は、代理人の情報だけでなく、届出者の情報も記載してください。

事務手続きが確実に行われるため、電子メールによる届出を行った場合は、提出先の環境事務所へ、**必ず電話による確認**をお願いします。

<届出様式>

https://www.pref.gunma.jp/04/e09g_00001.html#yoshiki6

届出・問い合わせ先

担当事務所等 (担当係)	所管する市町村	所在地	電話番号	電子メールアドレス
中部環境事務所 (総務環境係)	渋川市、榛東村、 吉岡町、玉村町	〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1	027-219-2020	chuukan@pref.gunma.lg.jp
西部環境森林事務所 (環境保全係)	藤岡市、富岡市、安中市、 神流町、上野村、下仁田町、 南牧村、甘楽町	〒370-0805 高崎市台町 4-3	027-323-5530	seikan@pref.gunma.lg.jp
吾妻環境森林事務所 (総務環境係)	中之条町、東吾妻町、 長野原町、嬭恋村、 草津町、高山村	〒377-0424 中之条町大字中之条町 664	0279-75-4611	agakan@pref.gunma.lg.jp
利根沼田環境森林事務所 (総務環境係)	沼田市、片品村、川場村、 みなかみ町、昭和村	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-22-4481	tonekan@pref.gunma.lg.jp
東部環境事務所 (環境保全係)	桐生市、館林市、みどり市、 板倉町、明和町、千代田町、 大泉町、邑楽町	〒373-0033 太田市西本町 60-27	0276-31-2517	toukan@pref.gunma.lg.jp
環境保全課 (放射線・土壌環境係)	(問い合わせ) 全域	〒371-8570 前橋市大手町一丁目 1-1	027-226-2836	kanhozen@pref.gunma.lg.jp

※ 前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市については、それぞれの市へお問い合わせください。